



「温室効果ガス排出量報告サポートデスク」 をご利用ください

改正「北海道地球温暖化防止対策条例（通称:ゼロカーボン北海道推進条例）」の令和5年(2023年)4月1日施行に伴い、事業者の方々の温室効果ガス排出量報告に関する取組が強化されることから、排出量の算定方法など、制度に関する相談に対応する

「温室効果ガス排出量報告サポートデスク」を設置しました。

「温室効果ガス排出量報告サポートデスク」の概要

■相談窓口 北海道環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課内

住 所：札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階
電 話：011-204-5190（直通）
E-mail：kansei.kikou@pref.hokkaido.lg.jp

■相談内容 ○排出量報告制度に関する事項

✓温室効果ガス排出量の算定方法
✓条例に基づく報告制度の対象者や報告事項(記載方法)
✓報告制度の活用促進に関する支援措置

など

○その他の事項

✓排出量削減の推進に関すること
✓建築物環境配慮計画書や再生可能エネルギー計画書の記載事項

など

●相談方法 上記の相談窓口に来庁、電話又はメールにてお問合せください。

※来庁される際には事前にご連絡ください。

※庁内の関係部署の所管に関するご相談については、下記の担当部署等へお繋ぎします。

省エネ・新エネに関するご相談	経済部環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
建築物・民間住宅に関するご相談	建設部建築局建築整備課
融資や保証料率の引き下げに関するご相談	経済部地域経済局中小企業課
ゼロカーボン・チャレンジャーに関するご相談	環境生活部環境保全局環境政策課
気候変動適応に関するご相談	北海道気候変動適応センター (環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課)